

冬季における労働災害防止対策について

昭和 63 年 11 月 15 日 長野基発第 377 号

(改正) 平成 23 年 11 月 1 日 長野労基発第 87 号

(改正) 令和 2 年 10 月 28 日 長野労基発 1028 第 1 号

(改正) 令和 5 年 11 月 29 日 長野労基発 1129 第 2 号

冬季においては、降雪・凍結等を要因とする転倒、墜落、交通事故等による特有の災害が多発する傾向にある。

中でも転倒災害は災害全体の約 3 割を占め、そのうち降雪・凍結等を原因とするものは約 4 割を占めるに至っている。特に、冬季特有の災害は降雪量の急増、気温の急低下に伴い増加することとなり年間の労働災害発生件数を底上げする要因となっている。

これら冬季特有の災害を防止するため、冬季における労働災害防止対策について下記により取り組むこととする。

記

1 重点事項

- (1) 冬季に入る前までを準備期間として設定し、職場巡視等を実施して、その結果を踏まえた冬季労働災害防止対策を講じること。
- (2) 冬季における転倒災害を防止するため、凍結しやすい箇所などの転倒リスクの高い箇所に対して所要の対策を講じて転倒リスクの低減に努めること。
- (3) 冬季における交通労働災害を防止するため、早期の冬用タイヤへの交換、運転実施者に対する安全運転教育等を実施すること。
- (4) 除雪・融雪等作業を行う場合の墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ災害等の危険性等を作業開始前までに特定し、必要な対策を講じたうえで作業を行うこと。

2 共通事項

- (1) 本格的な寒波等が来る前に、安全衛生委員会等を活用し、地域の気候や過去の労働災害の発生状況等を踏まえつつ、必要な用具等の確保、設備の点検の実施、労働者への注意喚起等を行うこと。なお、必要な用具等の確保、設備の点検等は遅くとも 11 月末までに完了すること。
- (2) 安全衛生委員会等では、作業環境に及ぼす低温、異常気象等の有害性並びに作業行動・作業動作から生じる危険性について調査・審議し、効果的な災害防止対策に取り組むこと。
- (3) 特に「転倒災害」については、準備期間を設定し、別添のチェックリストを活用して職場を巡視し、職場環境や作業手法の改善を検討すること。

3 個別対策

(1) 冬季における転倒災害防止対策

ア 床面や通路等には、くぼみや段差がなく、滑りにくい構造とし、通路や作業面の除雪を励行し、転倒のおそれがない通路を確保すること。また、凍結・結露等により滑りやすい通路や作業床には、滑り止めの措置を講ずること。特に屋外通路や駐車場等（以下、「屋外通路等」という。）に

- においては、除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保を行うこと。さらに凍結路面等が見えにくい場所については、夜間の照明の照度を上げる等の対策を講じること。
- イ 床等の水たまりや氷は放置せず、その都度除去するとともに、溜まりやすい箇所には吸湿性のあるマットを敷く等の措置を講じること。
- ウ 履物は、滑りにくく、安定したものを着用させること。特に、屋外通路等において凍結による転倒災害が多発することから、これらの場所を歩行する者に対して滑りにくい靴の着用を勧奨すること。また、靴底がすり減っていないかを点検すること。なお、作業の内容に応じて、スパイク靴等のより滑りにくい履物が必要となることに留意すること。
- エ 階段には、滑り止めや手すりを設け、走らず、一段飛ばしを行わないこと。
- オ 作業行動面では凍結の有無を確認してから次の動作に移ること。特に「ながら歩き」等の危険行動については厳禁とするよう注意喚起すること。また、凍結のおそれのある場所では、滑り等による転倒等を意識しながら、足の裏全体をつけて歩くようにし、むやみに走らないことを徹底すること。
- カ 服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行は避けること。また、作業服装は着ぶくれとならないよう配慮すること。
- キ 建物等の入口には、雪、水分を除去するためのマットやブラシ等を備え、凍結の要因となる水分を持ち込ませない措置を講じるとともに、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設定等による凍結防止策を実施すること。
- ク 屋外通路等における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成を行い、関係者に周知すること。
- ケ 凍結した路面、除雪機等通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直しを行うこと。
- コ 上記アからケの事項について、労働者に対して周知・注意喚起等すべきものについては、教育やミーティングの場を通じて適時周知等すること。

(2) 交通労働災害防止対策

- ア 冬用タイヤについては磨耗状態を点検し、降雪前に早めに装着し、関係車両の冬季における安全管理を徹底すること。また、豪雪時に対応できるようタイヤチェーンを配備すること。
- イ 本格的な冬季を前に、積雪や凍結路面等でのスリップ防止のための、急ハンドル、急ブレーキ及び急発進を行わせないなど安全運転に関する教育を十分実施しておくこと。併せて、期間中は定期的に必要な安全教育を継続して実施すること。社用車を運転する者（送迎用マイクロバス運転者等含む。）については、特に配慮するとともに、定期健康診断の実施状況及び健康状態を確認し健康管理を行うこと。
- ウ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく睡眠時間の確保、適正な労働時間等の管理並びに時間に余裕をもたせ、控えめな速度などに配慮した走行管理を行うこと。
- エ 配送業務や送迎業務などの定まった通行経路を走行する場合には、事前に走行経路上における危険箇所等について洗い出しを行い「危険情報マップ（交通ヒヤリマップ）」などにより周知を図ること（必要に応じ通勤災害防止にも活用）。

(3) 除雪、凍結等の排除時の災害防止対策

- ア 屋根の雪下ろしを行う際には、作業者に保護帽（墜落時保護用）、要求性能墜落制止用器具を着用させること。なお、高さ2 m以上の墜落危険箇所での作業においては、手すりを設置するか、これが困難な場合には、親綱を設置し、要求性能墜落制止用器具を確実に着用させるなどの措置を講じること。
- イ 屋根の材質が、スレート、アクリル板等で踏み抜きの危険がある場合は、歩み板を設ける等により墜落防止措置を講ずること。この場合、予め作業場の積雪の状態、建物の構造（屋根の材質、勾配の滑り止めの有無等）の状況を確認し、適切な作業手順を定めておくこと。
- ウ 昇降用はしごは、十分な長さのものを使用し、必ず転位防止の措置を講じること。
- エ 雪を落下させる場合や軒先から落雪のおそれがある場合は、囲いや表示で立ち入り禁止措置を講ずること。また、屋根上等での上下同時作業は原則として禁止すること。
- オ 除雪作業を行う際には、河川、側溝、設備類（配管等含む）等の位置を予め確認し、標識を立てるなどにより転落や破損等の防止措置を講ずること。また、屋外通路等で除雪機等を使用する場合には、路肩からの転落防止措置にも配慮すること。
- カ 除雪機等の回転部分に障害物、圧雪等が詰まった場合は、エンジンを止め、回転が完全に止まったことを確認してから対処すること。また、再起動する場合には、当該箇所付近から作業者が離れたことを確認してから操作すること。
- キ 除雪機等への巻き込まれを防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲への各作業員・誘導員等の立ち入り禁止の措置を徹底すること。特に発注者や元方事業者等は、関係請負人等（直接の作業を請負う者のほか、交通整理を請負う者など（受託者含む））と予め十分な打合せを行い、作業に入る前に各作業員・誘導員等の配置等を決定するとともに、当日の連絡調整を確実に実施し、関連する労働災害防止の徹底を行うこと。

（4）機械設備等からの災害防止対策

設備機械、特に屋外作業用機械類の雪や氷の付着は、融解時の突然の起動から、思い掛けない災害発生があることから、できるだけ覆い等により付着予防措置を講じておくこと。

（5）作業場、倉庫等の倒壊防止対策

- ア 建物の構造、強度等を把握し、雪下ろしをする積雪の目安を予め定めておくこと。また、地震・台風等の影響を受けた建物等については、特に配慮すること。
- イ 定期的に積雪の状況、建物の変形の状況等を点検し、雪下ろしを早めに行うこと。
- ウ 倒壊の危険がある建物等については、立ち入り禁止措置を講ずること。

（6）高年齢労働者の安全衛生確保等対策

高年齢労働者の安全と健康確保のため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に定める事項に取り組むとともに、冬季においては以下の事項についても留意すること。

- ア 冬季における作業環境の変化を踏まえつつ、高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等から危険源の洗い出しを行い、事業場の施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を行うこと。
- イ 視力や明暗の差への対応力が低下することを前提に、照度の確保、照度が極端に変化する場所

や作業の解消を図ること。特に、冬季は日没が早くなり凍結等した箇所が不鮮明となることに留意すること。

ウ 低温環境下においては加齢に伴って低下した身体機能がより低下しやすいため、日ごろから足腰を中心とした柔軟性や筋力を高めるためのストレッチや軽いスクワット運動、転倒予防体操等を取り入れ、基礎的な体力の維持と生活習慣の改善に取り組むとともに、作業開始前に体をほぐしてから作業できるよう柔軟性の確保に配慮すること。

エ 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされていることから、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じること。特に、冬季はヒートショック（気温変化による脳・心臓疾患）を発症する可能性があることにも留意すること。

(7) 屋外現場に関する防止対策（主に建設業・林業・索道業（スキー場等））

ア 凍結により滑りやすい通路・足場・作業床等には滑り止めの措置を講ずること。

イ 法面の下方において作業を実施する場合は、法面の凍結・融解による崩壊・落石を防止するため作業開始時及び凍結の融解時に点検を実施し、作業開始の適否の判断等を行うこと。

ウ 積雪・凍結の状況により、工期・施工期間・施工方法等を再検討し、必要に応じ作業の中断、工法の変更等について柔軟に対処すること。

エ 車両系建設機械の移送は、運行経路等を定めた作業計画に基づき、専用のトレーラー等により行い、その積卸し作業は平坦な場所で滑り止めに設けた道板等を適正に使用させ、車両系建設機械の転倒・転落を防止すること。

オ 雪崩災害防止について

① 作業等の計画段階において、予め作業箇所周辺の地形、植生の状況、過去の積雪記録、雪崩発生の有無等を調査するとともに、雪崩の専門家の意見を聴き、危険が予想される箇所には事務所、詰所等を設けないこと。

② 日々の作業開始前に作業箇所周辺の雪庇、亀裂、吹き溜まりなどの積雪の状況等について点検を行い、その結果に基づき、作業開始の適否の判断等を行うこと。

③ 降積雪期間中は気象観測機関の雪崩に関する警報、注意報に十分注意を払うとともに、降雪量、積雪量、最高及び最低気温を把握し、雪崩の発生が予想される場合には作業を中止するとともに、当該危険区域への立入りを禁止すること。

④ 作業現場付近の状況に応じた監視、連絡及び避難の場所・方法を定めておくこと。

(8) 輸送・配達業務等に関する災害防止対策

ア 交通労働災害ガイドラインで定める「異常気象等の際の措置」を道路への降雪・凍結時にも適用して、雪道・凍結などに配慮した対策を講ずること。

イ 積卸し作業における労働災害防止対策

① 積雪・凍結により滑りやすいプラットホーム、通路等は常に除雪し、凍結防止に努め、必要な滑り止め措置を講ずること。

② 履物は滑りやすいものを避け、トラック荷台（アオリを含む）、ステップ等からの転落防止の徹底を図ること。

(9) 一酸化炭素中毒予防対策

ア 屋内で燃焼式暖房機器を使用する場合は、適切な換気措置を行うこと。

また、災害発生時等における二次災害防止のため、教育・訓練及び空気呼吸器、送気マスクを備えておくこと。

イ 内燃機関や練炭コンロ等を使用した自然換気が不十分な場所に立ち入る場合には、換気を十分行うとともに、測定機器を準備し、一酸化炭素濃度、酸素濃度を測定し、安全を確認すること。

ウ 自然換気が不十分な場所では、発電機、エンジンポンプ等の内燃機関や練炭コンロなどの使用は避けること。

エ コンクリートの保温養生等で、やむを得ず内燃機関、練炭コンロ等を使用する場合は、関係者への周知・教育、使用場所への危険表示、立ち入り禁止の表示を行うこと。(主に建設業関連)

(10) その他留意事項

ア 防寒着等の裾等が機械の操作レバーや可動部分等に引っかかるまたは巻き込まれるなどにより不慮の災害に遭うことがあるため、着用状況・動作等には十分注意すること。

イ 暖房機器等の周辺については整理整頓を行い、可燃物や危険物の入った容器(スプレー缶など)等を放置しないこと。

ウ 急な寒波などの悪天候により作業が計画どおりに進まない可能性があることに留意し、労働時間や業務内容等について、冬季特有の事情に配慮して負担軽減を図ること。